

寒川町表彰条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月17日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第3号

寒川町表彰条例施行規則等の一部を改正する規則

(寒川町表彰条例施行規則の一部改正)

第1条 寒川町表彰条例施行規則(昭和50年寒川町規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、拠点づくり部長」を削る。

(寒川町長の職務代理者及び職務執行者を定める規則の一部改正)

第2条 寒川町長の職務代理者及び職務執行者を定める規則(昭和42年寒川町規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、都市建設部及び拠点づくり部」を「及び都市建設部」に改める。

(寒川町指定管理者選定委員会規則の一部改正)

第3条 寒川町指定管理者選定委員会規則(平成28年寒川町規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、拠点づくり部長」を削る。

(寒川町職員表彰規則の一部改正)

第4条 寒川町職員表彰規則(昭和62年寒川町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「、拠点づくり部長」を削る。

(寒川町物品会計規則の一部改正)

第5条 寒川町物品会計規則(平成2年寒川町規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

企画部	企画政策課	課長	指定された職員
-----	-------	----	---------

	財政課	課長	指定された職員
	広報戦略課	課長	指定された職員

」を

「

企画部	企画政策課	課長	指定された職員
	財政課	課長	指定された職員
	広報戦略課	課長	指定された職員
	デジタル推進課	課長	指定された職員

」に、

「

学び育成部	子育て支援課	課長	指定された職員
	学び推進課	課長	指定された職員
	スポーツ課	課長	指定された職員

」を

「

学び育成部	子育て支援課	課長	指定された職員
	保育幼稚園課	課長	指定された職員
	学び推進課	課長	指定された職員
	スポーツ課	課長	指定された職員

」に、

「

都市建設部	道路課	課長	指定された職員
	都市計画課	課長	指定された職員
拠点づくり部	倉見拠点づくり	課長	指定された職員

	課		
	田端拠点づくり 課	課長	指定された職員
	寒川駅周辺整備 事務所	所長	指定された職員

」を

「

都市建設部	道路課	課長	指定された職員
	都市計画課	課長	指定された職員
	倉見拠点づくり 課	課長	指定された職員
	都市整備課	課長	指定された職員

」に

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。